

開催年月日	令和4年3月16日（水）		
質問者	日本共産党	宮川	潤 委員
答弁者	感染症対策局次長	宗万	正樹
	地域保健課長	千葉	修
	感染症対策課長	徳田	泰則
	医療体制担当課長	竹内	正人
	地域支援担当課長	松田	彰仁

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>（一）オミクロン株に対する評価について</p> <p>感染力が強くて、死亡者の多いというオミクロン株感染とその対策について、どう対処しようとしていらっしゃるのか、今までの新型コロナウイルス感染症対策との違い、特徴について明らかにしてください。</p> <p>【指摘等】</p> <p>感染力が強い、感染が早いということで、入院、宿泊療養・自宅療養が増えている状況だと思います。</p> <p>（二）自宅療養者等について</p> <p>1 療養形態別人数について</p> <p>自宅療養者、コロナウイルス感染による入院患者、宿泊療養者、高齢者・障害者等の施設入所中に感染し施設内で療養している方は、それぞれ何人が伺います。</p> <p>2 自宅療養者への対応方針について</p> <p>感染して療養している人のうち、9割以上が自宅で療養しているということになります。心配されることは、様態が急変した時に直ちに医療に繋ぐということでもあります。そのためにも保健所が、自宅療養者としてしっかりつながっていて経過観察を行うことでもあります。また、健康状態の把握はどの程度行われているのかということについて、また、食料の配布についてですけれども、食料は自宅療養開始後、数日経ってから届いているという状況ではありませんか。今後そういう状態は解消すべきだと思いますけれどもいかがですか。</p> <p>再－2 自宅療養者への対応方針について</p> <p>食料品の配布に何日もかかって非常に困っているとよく伺います。ネット通販なら、朝注文したものがその日のうちに届く。しかし、自宅療養者への食料が届くのには何日もかかるということでは困るの</p>	<p>【地域支援担当課長】（地域支援班）</p> <p>オミクロン株の特性等についてでございますが、オミクロン株は、それ以前に感染拡大いたしましたデルタ株に比べまして、感染力が強く、潜伏期間が短いといった特性から、極めて短期間に、新規感染者数が急増する状況となったところでございます。このため、従前の積極的疫学調査により、感染拡大を抑制する手法には限界があり、高齢者や基礎疾患のある方など重症化リスクの高い方を迅速に探知し、治療が必要な方を確実に医療に繋げるため、積極的疫学調査の重点化などの取組を進めてきたところでございます。</p> <p>【医療体制担当課長】（医療・検査体制班）</p> <p>自宅療養者数等についてであります。3月15日時点での全道における新型コロナウイルス感染症患者の状況は、自宅療養者14,514人、入院患者539人、宿泊療養者271人、高齢者・障がい者等で施設入所中に感染し、施設内で療養している方は515人となっております。</p> <p>【地域支援担当課長】（地域支援班）</p> <p>自宅療養者への支援等についてでございますが、道では、オミクロン株による感染急拡大に伴い、自宅で療養する方が急増する中であっても、軽症や無症状の方につきましては、スマートフォンなどを活用し、毎日、健康観察を行いますとともに、重症化リスクの高い方などには、直接、保健師等が毎日、電話で症状等を確認するなど、きめ細かな対応に努めているところでございます。また、希望される方に対する食料品や生活用品の配布に当たっては、保健所からの陽性告知など、ご本人に最初に連絡する際に、物品希望の有無を確認するとともに、受託事業者と調整し、梱包作業を行う人員の増強を図っていただくなどして、一日でも早くお届けできるよう取り組んでいるところでございます。</p> <p>【地域支援担当課長】（地域支援班）</p> <p>自宅療養者等への支援等についてでございますが、道内では、今般のオミクロン株による感染急拡大により、自宅療養者が、これまで以上に増大したため、物品調達や梱包作業等に、一定の時間を</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>ではないでしょうか。一定数の梱包を直ちに配布できる体制で、あらかじめ準備しておいて、少しでも早く届けられるように更に工夫、努力が必要ではありませんか。伺います。</p> <p>（三） 医療機関・施設等で感染者が発生した場合の対応について 保健所が行政検査を行ってきたものと承知しております。これを病院に委託して行う場合がありますか。伺います。</p> <p>【指摘】 その委託検査が増えることで、病院への過大な負担とならないよう配慮が必要であるという点については指摘しておきます。</p> <p>（四） PCR等検査無料化推進事業について PCR等検査無料化推進事業についてでございますが、道が思うように進んでいない現状だと受け止めておりますけれど、何があい路となって、どう打開するお考えですか。 また、検査事業所について知事は700か所を見込むとしておりましたけれども、現在何か所になっており、次年度に向けて今後どうするのか、伺います。</p> <p>【指摘】 事業所の確保が616か所で、そのうち77か所で予約停止しているということでありました。 特に軽症者や無症状者が多い現状において、無料で気軽に検査できる体制を整えることが要になるものと考えます。検査キットの不足も解消しつつあることから、無料検査登録所を増やすことに力を注ぐべきだと、指摘いたします。</p> <p>（五） 発熱外来について 設置か所の推移がどうなっているのか伺います。 また、発熱者が急増したため、予約が取りにくいという状況があったのではありませんか。</p>	<p>要したことに加え、度重なる大雪による交通障害のため、配送業者への引き渡しや、ご自宅への配送までに時間を要した面が見られたことから、速やかに、受託事業者と調整を行い、梱包作業を行う人員の増強や週末にも配送作業を行うなど、取り組みを進めてきたところでございます。 今後とも、こうした取組や改善の状況を確認しながら、適宜、受託業者とも協議を重ねるなどしまして、自宅で療養される方々に一日でも早くお届けできるように努めてまいります。</p> <p>【医療体制担当課長】（医療・検査体制班） 行政検査についてでございますが、道では、医療機関や高齢者施設等で感染者を確認した場合には、積極的疫学調査によりまして、検査が必要な方を特定し、衛生研究所や各保健所で検査を行いますほか、状況に応じ、検査が可能な医療機関や民間検査機関に委託して行政検査を実施しているところであります。</p> <p>【感染症対策局次長】（PCR等検査無料化推進班） 「PCR等検査無料化推進事業」についてでございますが、道では、これまで、地域の薬局等にご協力をいただくなどしながら、順次、無料検査登録事業所の拡充に努め、3月15日現在、全道で616か所の事業所を確保しているところでございます。 これまで、オミクロン株の感染急拡大による検査需要の急激な増加に伴いまして、抗原検査キットの供給が不足し、予約を一時休止する事業所もございましたが、現在は供給が改善傾向にございまして、予約停止事業所数は、最大時の189か所から77か所まで減少しているところでございます。 今後とも、抗原検査キットの流通状況を踏まえつつ、必要に応じ、安定供給を国に要望いたしますとともに、本事業に対する国の動向も注視しながら、薬剤師会等の関係団体のご協力の下、登録事業所の更なる拡充など、その体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>【医療体制担当課長】（医療・検査体制班） 診療・検査医療機関についてでございますが、道内における医療機関の指定数は、2020年11月末時点で747か所、2021年11月末時点で948か所、直近の本年</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>発熱外来を増やすべきではないですか。お答えください。</p> <p>【指摘】 発熱外来を増やしていくこと、それから診療時間の延長等、前向きな答弁と受け止めさせていただきますが、問題は発熱外来の全てが公表されているというわけではないということであります。発熱外来をやっている、住民にはそのことが分からないために、公表されている所ばかりが混雑しているということがあります。 公表を増やすことによっても、混雑を緩和し受診しやすくなるため、発熱外来を増やすと同時に、公表も増やすよう努力すべきであるということを指摘しておきます。</p> <p>二 保健所について (一) 積極的疫学調査について 感染者に対して行う積極的疫学調査は、従前と現状とでどれほど変わったのか伺います。</p> <p>(二) 積極的疫学調査縮小の理由について 積極的疫学調査が縮小したのは、感染の速さに業務が追い付かないためであって、保健所体制、とくに保健師の人員不足が主な理由ではありませんか。伺います。</p>	<p>3月15日現在では、998か所となっているところであります。 この度のオミクロン株による感染急拡大に伴いまして、地域の感染状況等によっては、相談電話が繋がりにくいといった状況や一部の医療機関に問合せが集中しまして、診療予約が取りにくい事例等もあったものと承知しておりまして、道では、引き続き、地域の医師会等と連携を図りながら、医療機関に対し、新たに診療・検査医療機関の指定を受けていただくことや、診療時間の延長を働きかけるなどしまして、体制の充実に努めてまいります。</p> <p>【地域支援担当課長】（地域支援班） 積極的疫学調査についてであります。道では、オミクロン株による感染急拡大に伴い、国の通知の下、積極的疫学調査の重点化を図ったところでありまして、具体的には、感染の可能性が高い同居家族等のほか、重症化リスクの高い医療機関、高齢者施設等については、引き続き、保健所が濃厚接触者の特定を行った上で、きめ細かな健康観察を行っているところでございます。 一方、それ以外の知人や友人、勤務先などについては、陽性者ご自身から、必要な連絡をお願いするとともに、陽性者から連絡を受けた「感染の可能性のある方」には、自主的な外出の自粛と健康状態の確認をお願いし、また、陽性者の勤務先には、職場内で感染の可能性のある方を特定した上で、外出自粛を促していただくとともに、健康状態の確認をお願いするなど、必要なご協力をいただきながら、対応しているところでございます。</p> <p>【地域支援担当課長】（地域支援班） 重点化の実施等についてでございますが、オミクロン株の感染急拡大に伴い、デルタ株に比べ感染力が極めて高く、潜伏期間が短いといった特性を踏まえ、従前の積極的疫学調査により感染源を特定し、感染拡大を抑制するという手法には限界があり、重症化リスクが高い患者の方を迅速に探知し、治療が必要な方を確実に医療に繋げることが重要でありますことから、国の通知等も踏まえ、道立保健所における積極的疫学調査について、その重点化を図ることとしたところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>【指摘等】 デルタ株、この度のオミクロン株の感染の速度と積極的疫学調査との関係で間に合わなくなったということではないかと思いますが、調査の重点化とおっしゃいましたが、私は縮小だと思っております。</p> <p>（三）新型インフルエンザの総括会議について 1 総括会議報告書について 感染症として、かつて、猛威を振るった新型インフルエンザの流行の教訓に関わって質問をします。 国は、2010年6月に新型インフルエンザの総括を公表していますが、この中で数々の提言が行われています。それは、学校や保育所、通所施設等の臨時休業について、休業中の行動も含めた実態を把握し、休業の効果的なあり方を検討すべきであるということ、学校の臨時休校や事業自粛、集会やイベントの自粛要請等には、保護者や従業員の欠勤を余儀なくされるなどの社会的、経済的影響が伴うため、それらを勘案し、運用方法を検討すべきであること。また、発熱センターや発熱外来の設置について可及的速やかに国民全員分のワクチンを確保することなどが提言されています。 私は、この総括の各提言はどれも感染対策の的を得るものと受け止めていますけれども、道として「新型インフルエンザ対策総括会議報告書」について、どういう認識をもっていますか。伺います。</p> <p>再－1 総括会議報告書について 大変意義あるものと受け止めてたのであれば、それを具体化して実践するのが道の役割ではないでしょうか。国の総括会議報告書を受けて、道は、何をなさいましたか。お答えください。</p> <p>【指摘等】 「北海道新型インフルエンザ対応検証報告書」です。私もそれは見させていただきましたよ。しかし、まず、国の総括ですけれども、国の出した総括は、厚生労働省に対して出されたものです。それは、おっしゃるとおりです。しかし、その中では、地方の体制についても直接言及をしております。感染症危機管理に関わる体制の強化という項目のところで発生前の段階から体制の構築など発生時の対応を一層強化することが必要として、地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化を求めています。先ほど答弁された北海道の作った「北海道新型インフルエンザ対応検証報告書」には、保健所体制の強化が触れられていないんです。北海道の報告書には、発熱相談センターや発熱外来、入院病書の確保、PCR検査、積極的疫学調査、道立学校の臨時休業の取扱などについては、書かれているものの、保健所の体制については、全く欠落しています。ここが問題なんです。</p>	<p>【感染症対策課長】（感染症対策係） 「新型インフルエンザ対策総括会議報告書」についてでございますが、この報告書は、平成21年4月以降の新型インフルエンザの発生に伴う公衆衛生対策や医療提供体制の整備などの国の対策を評価するとともに、今後に向けての考え方を厚生労働省に対する提言として取りまとめたものでございまして、その後、本報告書等も踏まえ、国の新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂等が行われているものと承知しており、感染症危機管理対策上、大変、意義あるものと認識しているものでございます。</p> <p>【感染症対策課長】（感染症対策係） 道の対応についてでございますが、道では、この報告書や道内の専門家で構成する「北海道感染症危機管理対策協議会」の意見を踏まえまして、新型インフルエンザの発生状況や取組状況を整理の上、医療提供体制や危機管理体制等の課題と改善方向などを盛り込んだ「北海道新型インフルエンザ対応検証報告書」を作成いたしまして道議会へ報告するなどしたところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>2 「発生前」からの体制強化と「時々の情勢変化に伴う見直し」の違いについて</p> <p>私は国の報告書で保健所体制の強化を求められているということについて、2020年9月及び2021年3月に質問をいたしました。その際の答弁はいずれも「道では、これまで、その時々の社会情勢の変化に伴い、保健所の機能や組織体制についても、不断にその見直しを進めてきている」と、こういうような趣旨でした。この答弁と国の総括との関係について質問します。</p> <p>問題は、道の答弁の「その時々の社会情勢の変化に伴い」というところであります。もっともらしく聞こえる言葉ではありますが、国の総括が求めているのは「発生前の段階からの」体制強化であります。「発生前の段階」というのはすなわち平時であります。平時から体制を強化せよと言っているのです。一方、「その時々の社会情勢」というのは情勢に合わせていくということでありますから、平時に体制を強化することにはならないこととなります。その時々の社会情勢の変化に伴って体制見直しをしてきたということは、国の総括の提言と全く逆のことをしてきたということになるのではないのですか。お答えください。</p> <p>【指摘等】</p> <p>また改めて言いますけれども、国が言っているのはつまり平常時から体制を強化せよということでありますけれども、ただいまの答弁は、「平常時からの体制を確保する観点から、その時々の社会情勢の変化に合わせて」て、よく分からない言い方ですね。つまり国の言っていることを、しっかりそのまま受け止めていないと、このように思います。</p> <p>国の総括とやっていることは、逆だと私は先ほど申し上げました。更にこの点について具体的に伺ってまいります。</p> <p>3 保健所体制の弱体化について</p> <p>国の総括会議報告書で言う「発生前」からの体制強化をせず、時々の社会情勢に従ってきたために、保健所体制を弱体化させてきたのではありませんか。国の報告書が出された2010年、道立保健所と衛生研究所の職員は事務と保健師の合計で750人いたはずですが、何人になっていますか。お答えください。</p> <p>【知事総括】</p> <p>国の総括報告書を活かさず、時々の社会情勢に合わせてきたから保健所体制を事務と保健師合わせて750人から615人へと弱体化させ、それが保健所職員の長時間労働と積極的疫学調査も縮小せざるを得ない事態になっているということであります。</p> <p>保健所の問題については知事に直接伺いたいと思いますので、委員長お取り計らいのほどお願いをいたします。</p>	<p>【地域保健課長】</p> <p>保健所の体制整備についてでございますが、道では、これまで、法改正や大規模災害の発生などを踏まえ、平常時からの体制を確保する観点から、その時々の社会情勢の変化に合わせて、限られた人員を有効に活用しながら、保健所の機能や組織体制について、不断に見直しを進めてきたところでございます。</p> <p>今後とも、新たな感染症等の発生に備え、保健所の即応体制の整備や業務効率化等に向けて、必要な体制整備等に努めてまいります。</p> <p>【地域保健課長】</p> <p>保健所等の職員数についてでございますが、2021年度における26道立保健所と衛生研究所の事務職員及び保健師の配置数は、615人でございます。</p>